

令和7年度 小説『安曇野』若者向け紹介動画作成業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 令和7年度 小説『安曇野』若者向け紹介動画作成業務委託の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行うため、令和7年度 小説『安曇野』若者向け紹介動画作成業務委託委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表1に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。
- 3 参加者が1事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全委員の評価点の平均が満点の6割を下回る場合は、不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部政策経営課企画担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年8月12日から施行する。
- 2 この要領は、業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表1（第3条関係）

| 役職名 | 職名・所属 |
|------|---------------------|
| 委員長 | 安曇野市政策部長 |
| 副委員長 | 安曇野市政策部政策経営課長 |
| 委員 | 安曇野市政策部秘書広報課長が指名した者 |
| 委員 | 安曇野市教育文化課長が指名した者 |
| 委員 | 安曇野市教育文化課 文書館長 |
| 委員 | 安曇野市学校教育課長が指名した者 |